

# コーポレート マネーガード保険



# コーポレートマネーガード保険の補償内容

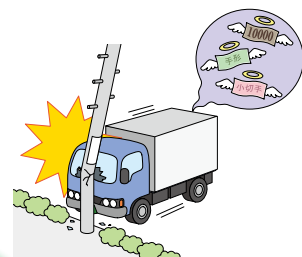
## Corporate Money Guard

貴社の業務にかかわる現金・小切手・手形などの  
輸送中や事務所などでの保管中の損害

この保険の対象となるお客さまは、年間

### 1 ワイドな

盗難、輸送中の紛失、火災、風水災、または輸送  
によって生じた損害を補償します。公示催告・除権決  
の報労金などの各種費用も補償します。



### 7 即時払制度が利用できます

手形・株券などの有価証券(国債証券を除きます。)の事故の場合、公  
示催告等の約款上定められている諸手続きをしていただくと、即時払と  
して貨紙幣類・有価証券合算の支払限度額(てん補限度額)の10%を  
限度に保険金をお支払いします。この即時払制度<sup>\*</sup>を利用することによ  
り、事故の際に緊急に資金手当をする必要がなくなります。

※即時払制度の詳細については8ページをご覧ください。

### 6 支払限度額(てん補限度額)が 自動復元

保険金をお支払いした場合でも支払限度額(てん補限度額)は減額され  
ません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)

### 5 確定保険料方式

輸送額の通知による保険料の精算は不要です。

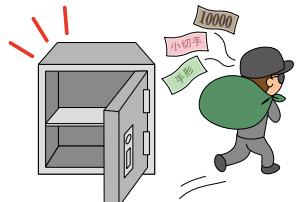
## この保 特

# 貨紙幣類・有価証券を対象とし、日本国内における を、簡単な手続きで幅広く補償する保険です。

売上高1,000億円未満の企業となります。

## 補償

用具の衝突などほとんどすべての偶然な事故に  
定・株券喪失登録手続きに要した費用、拾得者へ



### 2 貨紙幣の偽造、変造損害を補償



支払限度額(てん補限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽造、変造による損害を補償します。

# 保険の長

### 3 損害時の自己負担額(免責金額)の適用はありません

支払限度額(てん補限度額)を限度として貨紙幣類・有価証券に生じた実際の損害額をお支払いします。



### 4 事務手続きが簡単

輸送額・保管額・保管場所の通知は不要です。

## この保険の対象

この保険では、業務にかかわる貨紙幣類・有価証券が保険の対象となります。

貨紙幣類	有価証券
<ul style="list-style-type: none"><li>● 貨紙幣</li><li>● 小切手</li><li>● トラベラーズチェック</li><li>● 郵便切手</li><li>● 収入印紙</li><li>● 商品券</li></ul> など	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国債証券</li><li>● 株券</li><li>● 公・社債券</li><li>● 手形</li></ul> など

### 保険の対象とならないもの

- 新株券
- タクシーチケット
- 家計用の貨紙幣類・有価証券
- 第三者より受託した貨紙幣類・有価証券 など

**ご注意** この保険の対象の詳細は7ページをご覧ください。

## 輸送方法の制限

輸送区間は日本国内とし、次の方法による輸送がこの保険の対象となります。

- 携行便
- 護送便
- 書留郵便(簡易書留を含みます。)
- 鉄道貴重品扱<sup>※</sup>・航空機貴重品扱<sup>※</sup>・自動車貴重品扱<sup>※</sup>

※貴重品扱とは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて運送を委託する輸送方法をいいます。



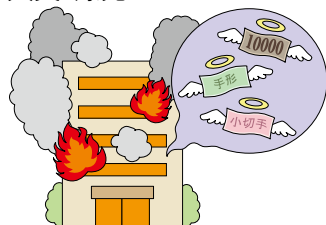
## 保険金をお支払いする主な損害

- 盗難、火災、爆発、風水災による損害などのほとんどすべての偶然な事故による損害に対して、保険金をお支払いします。

盗難



火災・爆発



風水災



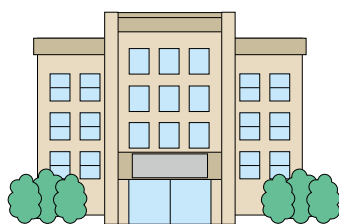
- 支払限度額(てん補限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽造、変造による損害に対して、保険金をお支払いします。

偽造、変造

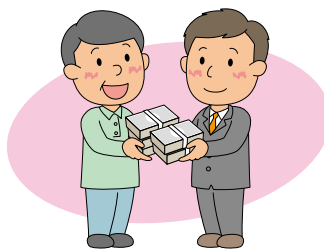


- 貨紙幣類・有価証券に生じた損害に加え、公示催告などに要した費用、拾得者への報労金、再発行に要した費用などの各種費用の損害に対して、保険金をお支払いします。

公示催告などに要した費用



拾得者への報労金



**ご注意** 保険金をお支払いできない主な場合については7~8ページをご覧ください。

このような事故で保険金をお支払いしています。

事故の概要	お支払額
<b>貨紙幣類・有価証券の損害</b>	
夜間、事務所の窓を破られ、事務所内の金庫の中の貨紙幣・小切手・手形が盗取された。	<b>550万円</b>
売上代金を入れたかばんを事務所に戻る途中でひったくられた。	<b>35万円</b>
<b>各種費用の損害</b>	
(公示催告、除権決定費用として)取引先企業に約束手形を現金書留で送付したところ、郵送中に紛失した。	<b>8万円</b>
(拾得者への報労金として)得意先への支払のために銀行へ行く途中で、小切手を入れたかばんを紛失してしまったが、第三者が届けてくれたため小切手は全額回収することができた。	<b>50万円</b>

## ご契約タイプ

1事故 支払限度額 (てん補限度額) 貨紙幣類・ 有価証券合算	年間基本保険料				
	前年度売上高 1億円以下	前年度売上高 1億円超 50億円以下	前年度売上高 50億円超 100億円以下	前年度売上高 100億円超 200億円未満	前年度売上高 200億円以上 1,000億円未満
50万円	1万円	2万円	3万円	—	
100万円	2万円	3万円	4万円	—	
300万円	3万円	4万円	5万円	—	
500万円	4万円	5万円	6万円	—	
1,000万円	5万円	6万円	8万円	12万円	
3,000万円	—	7万円	9万円	14万円	
5,000万円	—	8万円	12万円	18万円	
1億円	—	12万円	15万円	23万円	
2億円	—	14万円	20万円	30万円	
3億円	—	18万円	25万円	38万円	
4億円	—	22万円	30万円	45万円	
5億円	—	28万円	40万円	52万円	
6億円	—	—	42万円	55万円	
7億円	—	—	48万円	62万円	
8億円	—	—	50万円	65万円	
9億円	—	—	54万円	70万円	
10億円	—	—	60万円	78万円	
20億円	—	—	72万円	94万円	
30億円	—	—	78万円	101万円	

取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※貴社の前年度売上高と1事故支払限度額(てん補限度額)の選択に応じて保険料が決まります。  
 ※前年度売上高(保険始期直近の貴社の決算期間にかかわる年間売上高をいいます。)に基づきご契約時に年間保険料を算出します。  
 ※前年度売上高はご契約時に毎年これを証明する書類(決算報告書など)をもって確認させていただきます。

## 保険料 (前年度売上高が200億円未満の場合)

$$\text{年間基本保険料} \times (1 - \text{割引の合計}) = \text{年間保険料}$$

### セキュリティ割引

下記の対策を実施されている場合には、セキュリティ割引として1項目ごとに保険料が10%の割引となります。

- (1) 輸送額の過半数を、警備業法に基づく専門の警備業者に委託している場合
- (2) 保管の対象となる貨紙幣類・有価証券の保管額の過半数を、金庫※に保管している場合
- (3) 貨紙幣類・有価証券を保管している場所の過半数において、24時間の有人警備(店番を含みます。)を実施している場合

※『金庫』とは次の3点すべてを満たした場合をいいます。

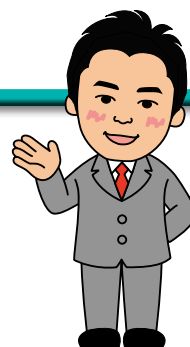
- ① 契約者の保管場所となる事務所内に設置されていること。
- ② 耐火性・防犯性(盗難防止ブザーなど)があること。
- ③ 一定の大きさ(重さは100kg以上)で持ち運びが容易でないこと。  
(手さげ金庫は含みません。)

### 保険料例

- 前年度売上高 40億円
- 1事故支払限度額(てん補限度額) 1億円
- 上記セキュリティ対策(1)、(2)を実施済

年間基本保険料 × (1 - セキュリティ割引の合計) = 年間保険料

$$120,000\text{円} \times (1 - (0.1 + 0.1)) = 96,000\text{円}$$



# コーポレートマネーガード保険のあらまし

## この保険の対象

### 貨紙幣類

- (1) 貨紙幣(外国通貨を含みます。)
- (2) 小切手(線引であると否とを問いません。)
- (3) トラベラーズチェック
- (4) 郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙
- (5) 金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
- (6) クーポン券、乗車券(定期券、航空券を含みます。)、高速道路回数券、入場券(前売券を含みます。)
- (7) プリペイドカード(テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード)
- (8) 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合にかぎります。)
- (9) 郵便為替、利札、宝くじ(抽選日前にかぎります。)、ゴルフ会員券、クレジットカード売上票、売掛伝票
- (10) 金・銀・白金の地金(クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。)、ダイヤモンド原石

### 有価証券

- (1) 国債証券
- (2) 株券(新株券を除き予備株券を含みます。)
- (3) 公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証書
- (4) 手形、C.P.(コマーシャル・ペーパー)
- (5) 株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.(コマーシャル・ペーパー)・譲渡性定期預金証書の預り証
- (6) 預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預り証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。)

### 保険の対象とならないもの

- (1) 新株券
- (2) タクシーチケット(未使用・使用済みの如何を問いません。)
- (3) 家計用の貨紙幣類・有価証券
- (4) 第三者から受託した貨紙幣類・有価証券

など

## 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

1. 日本国内における輸送中または保管中の貨紙幣類・有価証券につき、保険期間中に生じた、盗難・滅失その他ほとんどすべての偶然な事故により、被保険者が被った損害(実損害)に対して、保険証券記載の支払限度額(てん補限度額)を限度として、保険金をお支払いします。
2. 次の費用の損害に対して保険金をお支払いします。
  - (1) 公示催告および除権決定の手続きに要した費用(ただし、株券については株券喪失登録の手続きに要した費用)
  - (2) 保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料
  - (3) 遺失物法に基づき、損保ジャパンの同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、貨紙幣類・有価証券合算の保険証券記載の支払限度額(てん補限度額)の20%をもって限度とします。
  - (4) 貨紙幣類・有価証券が再発行された場合はそれに要した費用
3. 貨紙幣(外国通貨を含みます。))が偽造、変造された場合には、偽造、変造損害の保険金をお支払いします。ただし、保険期間中を通じて保険証券記載の貨紙幣類・有価証券合算の支払限度額(てん補限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を限度とします。  
※保険価額の算出につきましては、「コーポレートマネーガード保険特別約款」第7条をご参照ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは「運送保険普通保険約款」、「コーポレートマネーガード保険特別約款」およびその他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。(貨紙幣類・有価証券共通)

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失(貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合は、これらの者の故意)
- (2) 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- (3) 荷造りの不完全



- (4) 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5) 運送の遅延
- (6) 戦争、内乱その他の変乱
- (7) 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (8) 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
- (9) 検疫、(8)以外の公権力による処分
- (10) ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (11) 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (12) 原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)
- (13) 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
- (14) 取引相手による詐欺
- (15) 貨紙幣(外国通貨を含みます。)以外の保険の目的に対する偽造、変造、模造もしくは贋造
- (16) 身代金の支払
- (17) 恐喝
- (18) 保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステム(オンライン端末機を含みます。)の操作(通信回線を利用した間接的な操作を含みます。)
- (19) 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払の過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- (20) 保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足

**2. 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。(貨紙幣類・有価証券共通)**

- (1) 間接損害(ただし、損害防止費用など一部の費用を除きます。)
- (2) 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- (3) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器に起因する損害
- (4) 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動に起因する損害
- (5) サイバー攻撃(コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為をいいます。)により生じた損害

**3. 小切手の場合、上記1. および2. に加えて、次の事実が生じた場合には保険金をお支払いできません。**

- (1) 事故小切手が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、支払人が支払を拒絶した場合。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不着に該当する場合、または、保険事故に起因して当該小切手の要件の欠缺・形式の不備および裏書の不備が生じたことを被保険者が立証した場合を除きます。
- (2) 事故小切手の支払拒絶のため振出人が不渡報告に掲載された場合または銀行取引を停止された場合

**4. 手形の場合、上記1. および2. に加えて、次の事実が生じた場合には保険金をお支払いできません。**

- (1) 事故手形が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、振出人または引受人が支払を拒絶した場合。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不着に該当する場合、または、保険事故に起因して当該手形の要件の欠缺・形式の不備および裏書の不備が生じたことを被保険者が立証した場合を除きます。
- (2) 事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が、不渡報告に掲載された場合または銀行取引を停止された場合
- (3) 事故手形の満期前において、振出人または引受人につき破産手続開始の申立もしくは開始決定、特別清算手続開始の申立もしくは開始決定、民事再生手続開始の申立もしくは開始決定、会社更生手続開始の申立もしくは開始決定または銀行取引停止処分がなされるかまたは強制執行が功を奏しなかった場合
- (4) 事故手形の満期前に振出人または引受人が支払を停止した場合

など

## 即時払制度

即時払とは、手形や株券などの有価証券(国債証券を除きます。)に保険事故が発生した際、公示催告または株券喪失登録などの諸手続きをしていただくことで、一定期間を要する除権決定による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効の確定前に、貨紙幣類・有価証券合算の支払限度額(てん補限度額)の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

注① 公示催告とは、手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公示することをいいます。

注② 除権決定とは、一定期間公示した後、拾得者が現れなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。

## 帳簿の備付けに関して

ご契約期間中の個々の輸送について、次の項目が記載された帳簿またはこれに代わるべき書類(またはデータ)の閲覧をお願いする場合があります。

- |                  |          |           |
|------------------|----------|-----------|
| (1) 有価証券・貨紙幣類の種類 | (4) 発送地  | (7) 輸送用具名 |
| (2) 数量           | (5) 輸送過程 | (8) 発送日   |
| (3) 価額           | (6) 仕向地  |           |

# 特にご注意いただきたいこと

## I 契約締結時における注意事項

### ① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### ② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

### ④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

### ⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## II 契約締結後における注意事項

### ① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

次のような場合には、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

#### 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

※ 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その発生を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(2) 次のような場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

#### ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### ② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## III 万一事故にあわれたら

### ① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

警察・郵便局への届出、銀行への支払停止手続、公示催告手続等、損害を最小限に抑えるために必要となる措置について、ご説明します。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### ② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特別約款」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

#### 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

# 0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

### ③ 保険金のお支払いについて

前項②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

## Ⅳ その他ご注意いただきたいこと

### ① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

### ② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。

また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ⑤ 外貨建契約の場合

保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

#### 商品に関するお問い合わせ

新規ご加入やお見積のご相談は代理店にて承っております。  
パンフレット裏表紙「お問い合わせ先」や取扱代理店までご連絡ください。

◆公式ウェブサイト

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

◆カスタマーセンター

0120-888-089

【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1) おかけ間違いにご注意ください。

(注2) カスタマーセンターでは、お問い合わせ内容に応じて取扱代理店・損保ジャパン営業店・保険金サービス課などへのご案内やお取次ぎをさせていただきます。



#### 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 (通話料有料)

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「運送保険普通保険約款」、「コーポレートマネーガード保険特別約款」、その他の適用される特別約款等および「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



SOMPO

## 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先